外国語指導員（NET）の年次休暇、病気休暇、服喪休暇、結婚休暇に関する項目

国の非常勤の休暇制度については、昭和６１年の休暇制度の整備に当たり、服喪休暇の日数を減じている前例がある。

外国語指導員は非常勤職員であることから、病気休暇については無給の特別休暇となる。

病気休暇を含む勤務条件については、各法令に定められた範囲で任用団体において定めるものとされている。

外国語指導員（NET）の勤務労働条件に関する項目

外国語指導員の報酬については、制度開始当時におけるJETプログラムの外国語指導助手（ALT）に対する給料月額を参考にして設定された経緯がある。

　外国語指導員は非常勤職員であることから、その報酬に昇給制度を設けていない。